

# 米向け一部停止、カナダ向け新要件

## ■欧発北米向け航空貨物受託厳格化

欧州発北米向け航空貨物の受託を厳格化する動きが広がっている。米国の保安要件強化を受け、日本貨物航空（NCA）が8月29日、欧州中心に55カ国発の米国向けおよび米国を経由する全ての貨物の受託を停止したほか、外紙ではフレイターを運航する一部航空会社が受託停止した報道もある。また、9月3日にはエア・カナダ貨物部門（ACA）がNCAと同じ55カ国発のカナダ向けおよびカナダ経由の貨物受託要件を更新。同国運輸省の指示を受けた即時措置として、同国に到着する貨物全てを対象にACAやフォワーダー、ノウンエージェント（KA）、またはノウンコンサイナー（特定荷主、日本ではノウンシッパー＝KS）との取引関係が確立していない荷主からの貨物受託を停止した。北米では、米税関・国境警備局（CBP）と米運輸保安局（TSA）が8月21日付で「航空貨物事前スクリーニング」（ACAS）を強化したことを受け、日本の航空会社、フォワーダーは情報収集を進めている状況だが、現時点で日本発北米向けでのオペレーションに目立った影響は出ていない。

ACAによると、フォワーダーまたはKAに代わりACAに引き渡される貨物は、同国運輸省の規則に基づく取引関係があることを示す必要がある。MAWB（マスターエアウェイビル）またはeAWBのいずれかに記載する文章例や、添付用に使用する、会社のレターヘッドを使用した書簡のテンプレート例を紹介している。

一方、ACASの強化では、米国向けおよび米国経由の航空貨物を航空機に搭載する前に、電子的に提出を求める情報として、荷主および荷受人のEメールアドレスと携帯電話番号、荷主のACASのアカウント情報、アカウントを持つデバイスのIPアドレス

（もしくはマックのアドレス）、レギュレーターエージェント資格有無および貨物価格などを追加し、荷主、荷受人、貨物内容の詳細を把握するもの。これまで必須の報告項目は、①航空運送状（ハウスエアウェイビル<HAWB>）番号②荷主の氏名・住所③荷受人の氏名・住所④貨物の詳細⑤数量⑥総重量——の6点だったが、今回、少なくとも荷主のEメールアドレスなど25項目が追加された。

NCAとACAが対象とした55カ国は以下の通り。▷アルバニア▷アンドラ▷アルメニア▷オーストリア▷アゼルバイジャン▷ベラルーシ▷ベルギー▷ボスニア・ヘルツェゴビナ▷ブルガ

リア▷クロアチア▷キプロス▷チェコ▷デンマーク▷エストニア▷フィンランド▷フランス▷ジョージア▷ドイツ▷ギリシア▷バチカン▷ハンガリー▷アイスランド▷アイルランド▷イタリア▷カザフスタン▷コンボ▷キルギスタン▷ラトビア▷リヒテンシュタイン▷リトアニア▷ルクセンブルク▷マルタ▷モルドバ▷モナコ▷モンテネグロ▷オランダ▷北マケドニア▷ノルウェー▷ポーランド▷ポルトガル▷ルーマニア▷ロシア▷サンマリノ▷セルビア▷スロバキア▷スロベニア▷スペイン▷スウェーデン▷スイス▷タジキスタン▷トルコ▷トルクメニスタン▷ウクライナ▷英国▷ウズベキスタン